

研究補助者の雇用等に関するガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、「公的研究費管理・運用規程」に基づき、公的研究費を使用した研究において研究補助者を雇用する場合の指針を定めたものである。

2 定義

研究補助者とは、当該研究を遂行する上で必要不可欠であり、当該研究以外の業務には関わらない者とする。ただし、当該研究に付随して必要となる事務業務には従事するものとする。

3 任用・雇用

研究補助者は本学と有期雇用契約を締結するものとし、雇用条件および業務内容を契約書あるいは労働条件通知書に明示し、本人に通知する。なお、雇用条件は労働法制を遵守して定めなければならない。

- (1) 公的研究費を受ける研究者が研究補助者の雇用を希望する場合、「研究補助者採用申請書」を総務部に提出しなければならない。
- (2) 雇用条件および業務内容は、公的研究費を受ける研究者と総務部で協議の上起案し、学長の承認を経て理事会で決裁する。

4 人件費

人件費はすべて公的研究費から支出するものとする。

5 研究補助者の義務

研究補助者は、当該研究費に定める規定および本学各種規程を遵守する義務を負う。これに反した場合、雇用を打ち切るほか、「研究活動における不正行為にかかわった教職員の処分指針」に基づき処分することがある。

6 研究補助者の権利

研究補助者は、本学各種規程に基づき、本学の施設設備を使用することができる。ハラスメントを受けた場合は、本学規定に基づき救済を申し出ることができる。

7 改廃

本ガイドラインの改廃は教授会の意見を聴き学長が決定する。

附則

本ガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。